

皆様へのメッセージ

平成 24 年 7 月 24 日
消費者委員会委員長
河上 正二

平成 21 年 9 月に消費者庁及び消費者委員会が設置され、「地方消費者行政活性化基金」が造成されてからほぼ 3 年が経過しました。この間、消費生活センター・相談窓口の設置数や消費生活相談員の人数が飛躍的に増加するなど、地方消費者行政の体制整備は大きく進展しました。

活性化基金終了後は、量的に拡充した消費者行政体制を維持するとともに、質的にも充実させていくことが問われています。

消費者行政はまだ成長の途上にあり、すべての関係者の協力のもと育てていかなければなりません。各自治体への活性化基金による財政支援が始まる前の消費者行政の姿に逆戻りすることは何としても避けるべきと考えます。

国民ひとり一人が消費者庁を設置したメリットを実感し、身近に消費者行政を感じることができるよう、国として安定的な財源確保を含めた地方支援策を講じることが不可欠です。

消費者委員会では、昨年 4 月に「地方消費者行政の活性化に向けた対応策についての建議」を取りまとめました。その後、活性化基金が本年度で終了することを受けて、昨年の建議事項のフォローアップの一環として全国 20 か所の地方自治体や有識者に対するヒアリング調査等を実施し、基金終了後の国からの支援策の在り方について改めて検討を行ってまいりました。今回の建議は、以上のような委員会発足以来の議論の積み重ねを踏まえ、取りまとめたものです。

消費者庁及び消費者委員会設置以降、約 3 年間にわたり試行錯誤を行ってきたいまこそ、消費者庁を設置し、全国ネットワークを拡充した意義を再確認するべき時です。

また、本年 7 月 20 日に開催された消費者政策会議において、野田総理も「現場である地方消費者行政への、しっかりとした支援にあたっていただきたい」とのご指示があったところです。

消費者行政の 5 年先、10 年先を見据えて、いま一度、経験・知恵・創意工夫を結集し、一層の努力をすべき時と考えます。消費者委員会としても、地方消費者行政のさらなる充実・強化に向けて今後とも全力をつくす所存です。

以 上